

平成22年度「中海会議」(仮称)第1回会議 次第

日時：平成22年4月22日(木)
場所：米子コンベンションセンター
2階 国際会議室

1 開 会

2 両県知事及び中国地方整備局長あいさつ

3 構成員紹介

4 議 事

(1) 「中海会議」設置要綱(案)について

(説明：鳥取県企画部)

(2) 報告・協議事項

ア 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備

(ア) 河川整備計画及び中海湖岸堤等整備について

(説明：中国地方整備局)

イ 中海の水質及び流動など

(ア) 水質の状況及びモニタリング実施状況

(説明：鳥取県生活環境部)

(イ) 水位、流向・流速調査の実施状況

(説明：出雲河川事務所)

(ウ) 水質改善に向けた取組状況(第5期水質保全計画 他)

(説明：島根県環境生活部)

ウ 中海沿岸農地の排水不良

(ア) 農地の排水不良の状況

(説明：米子市)

エ 中海の利活用

(ア) ラムサール登録5周年事業内容

(説明：鳥取県生活環境部)

(イ) 中海圏域振興ビジョンの策定状況

(説明：中海市長会事務局)

(ウ) 当会議での取り組みの方向性

(説明：鳥取県企画部)

オ その他

5 閉 会

平成22年度「中海会議」（仮称）第1回会議 出席者名簿

【構成員】

団 体 名	職 名	氏 名
国土交通省（中国地方整備局）	局 長	福 田 功
農林水産省（中国四国農政局）	局 長	勝 山 達 郎
米子市	市 長	野 坂 康 夫
境港市	市 長	中 村 勝 治
松江市	市 長	松 浦 正 敬
安来市	市 長	近 藤 宏 樹
東出雲町	町 長	鞆 嶋 弘 明
島根県	知 事	溝 口 善 兵 衛
鳥取県	知 事	平 井 伸 治

【オブザーバー】

団 体 名	職 名	氏 名
防衛省（航空自衛隊美保基地）	司 令	田 中 淑 智
環境省（中国四国地方環境事務所）	所 長	徳 丸 久 衛

平成22年度「中海会議」（仮称）第1回会議 出席者名簿

【幹事】

団体名	職名	氏名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長	吉田 延雄
	出雲河川事務所長	平山 大輔
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長	中西 憲雄
米子市	副市長	角 博明
境港市	副市長	安倍 和海
松江市	副市長	中村 光男
安来市	副市長	渡部 和志
東出雲町	副町長	山崎 功
境港管理組合	港湾管理委員会 事務所長	小倉 誠一
島根県	政策企画局長	藤原 孝行
	環境生活部長	月森 憲三
	農林水産部長	石垣 英司 (代理：農村整備課長 植野栄治)
	土木部長	西野 賢治
鳥取県	企画部長	高橋 謙司
	生活環境部長	法橋 誠
	農林水産部長	鹿田 道夫
	県土整備部長	古賀 俊行
	西部総合事務所長	林 昭男

平成22年度「中海会議」（仮称）第1回会議 出席者名簿

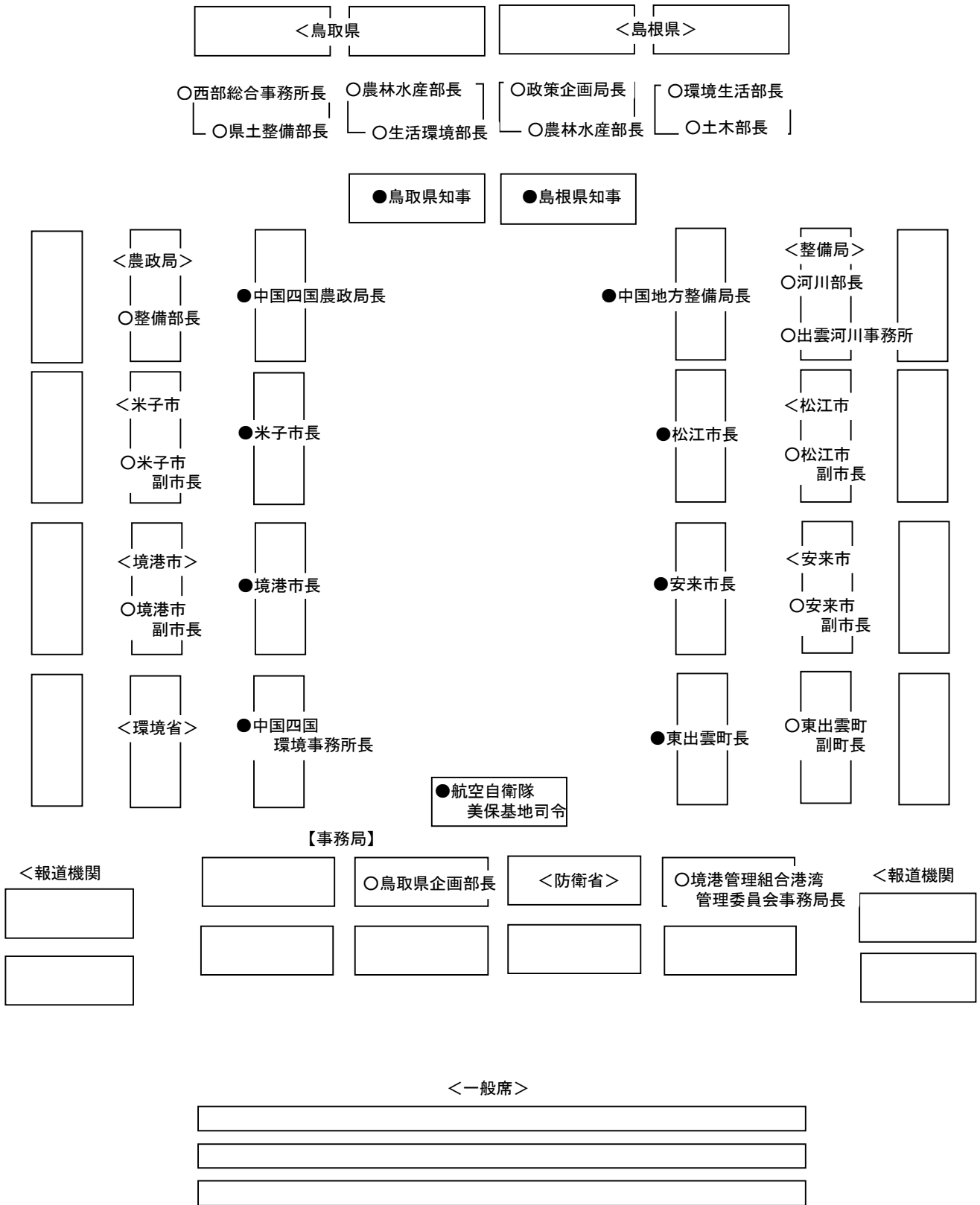
【部会関係者・随行者】

団体名	所属	職名	氏名		
中国地方整備局	河川部河川計画課	課長	中須賀 淳		
		建設専門官	後藤 寿久		
		課長補佐	坂本 泰正		
	出雲河川事務所	技術副所長	溝山 勇		
		工務課	課長	青戸 生治	
			課長	服部 洋佑	
		計画課	専門職	井上 綱雄	
			水環境課	課長	西尾 正博
				水質調査係長	水谷 一馬
		専門員	水永 勲		
中海出張所	所長	片寄 秀樹			
大橋川出張所	所長	田原 衛			
中国四国農政局	整備部農地整備課	課長補佐	山内 清司		
		特定地域係長	原田 正人		
	中海干拓建設事業所	所長	野道 彰一		
		技術専門官	石原 宏徳		
航空自衛隊美保基地	装備部	部長	浜崎 英孝		
中国四国 地方環境事務所	環境対策課	環境管理専門官	足立 昇		
	米子自然環境事務所	所長	甲斐 茂		
		自然保護官	角 智則		
米子市	企画部	部長	皆尾 雅人		
		次長兼企画課長	湯浅 隆司		
	企画課	企画員	池口 寿美子		
	環境政策局環境政策課	課長補佐	矢末 誠		
	経済部	部長	山本 茂樹		
		農林課	課長	八幡 久男	
	課長補佐		油木 均志		
	建設部	部長	山下 徹		
		土木課	課長	足立 忠久	
	境港市	建設部	部長	洋谷 英之	
課長			岡嶋 利行		
課長補佐			灘 英樹		
産業環境部		部長	山本 修		
		環境防災課	課長	藤川 順一	
		水産課	課長	足立 明彦	
松江市	政策部	部長	川原 良一		
		次長	松本 純一		
	大橋川治水事業推進課	主幹	古藤 俊光		
安来市	市民生活部	部長	仁田 隆敏		
	基盤整備部	部長	井上 博		
		次長	坂田 博		
境港管理組合	港湾管理委員会事務局	次長	森田 豊充		
		工務課	課長補佐	石飛 重義	

団体名	所属	職名	氏名	
島根県	政策企画局	統括政策企画監	大國 羊一	
		政策企画監室	政策企画監	松村 憲樹
			副政策企画監	星野 充孝
			企画員	綿貫 純也
	秘書課	課長	田部 宏治	
	環境生活部	次長	小池 律雄	
		自然環境課	課長	板倉 宏文
			環境政策課	課長
		管理監		馬庭 章
		宍道湖・中海 対策推進室長		酒嶋 優
		企画幹		藤原 敦夫
	健康福祉部保健環境科学研究所 環境科学部水環境グループ	科長	神谷 宏	
	土木部斐伊川神戸川対策課	課長	天津 芳郎	
		企画幹	肥後 廣志	
鳥取県	企画部企画課	課長	亀井 一賀	
		課長補佐	木本 美喜	
		企画員	西川 泰介	
		企画員	古曳 正道	
		企画員	吉野 知子	
	生活環境部	次長	三木 文貴	
		水・大気環境課	課長	広田 恭一
			課長補佐	若林 健二
			水環境保全室長	近藤 一幸
			主幹	田中 将
			副主幹	福政 民栄
	農林水産部農地・水保全課	課長	中村 均	
	県土整備部河川課	課長	竹森 達夫	
		課長補佐	田村 満男	
		主幹	山根 裕文	
	西部総合事務所県民局	副局長	永島 照夫	
		参事	関 孝信	
		生活環境局	局長	田倉 恭一
			副局長	金涌 孝則
		農林局	局長	宮本 京子
地域整備課長			福原 清	
県土整備局		局長	長本 敏澄	
		計画調査課長	新 浩薫	

中海会議(仮称)第1回会議配席図

【会場：米子コンベンションセンター2F国際会議室】



【入口】



平成22年度「中海会議」(仮称)第1回会議 配付資料一覧

【議事(1)関係】

- 資料 1 新たな協議会「中海会議」(仮称)についての整理
中海圏域の未来に向けた新たな協議会の設置
新たな協議会(イメージ)
協定書(写し)
中海会議設置要綱(案)

【議事(2)関係】

<ア関係>

- 資料 2-1 斐伊川水系河川整備計画(国管理区間)及び中海湖岸堤等整備について
2-2 斐伊川水系河川整備計画原案抜粋
2-3 平成22年度中海湖岸堤整備事業所一覧

<イ関係>

- 資料 3-1 水質の状況及びモニタリング実施状況について
3-2 水位、流向・流速調査の実施状況
3-3 水質改善に向けた取組状況

<ウ関係>

- 資料 4-1 中海沿岸(彦名・崎津)農地の排水不良について
4-2 中海沿岸(彦名・崎津)の農地排水状況調査結果の概要

<エ関係>

- 資料 5-1 中海・宍道湖ラムサール条約登録5周年記念事業について(素案)
5-2 中海圏域振興ビジョン(ダイジェスト版)
5-3 中海における賢明利用(ワイズユース)

新たな協議会（「中海会議」（仮称））についての整理

1 所掌事務

（1）中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること

- 湖岸堤等の整備状況の確認及び整備の円滑化等に向けた協議検討。また、整備の基本的な考え方やその工程等に変更が生じた場合は、これについて協議検討。
 - ⇒ 既存組織の「中海護岸等整備促進協議会」は、湖岸堤等の円滑な整備を図るため、連絡調整等を行う「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（仮称）に改組し、当会議の部会として位置付ける。

（2）中海の水質及び流動などに関すること

- 水質・流動等のモニタリング及び分析結果並びに湖沼水質保全計画の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて水質改善策の協議検討。
 - ⇒ 既存組織の「中海水質改善対策協議会」は、水質や流動等のモニタリング及び分析を行う「中海の水質及び流動会議」（仮称）を当会議の部会として設置後、発展的に解消する。

（3）中海沿岸農地の排水不良に関すること

- 排水不良の状況報告及び対策にかかる協議検討
 - ⇒ 必要に応じて部会を設置する。

（4）中海の利活用に関すること

- 具体的項目設定は、当会議の議論に委ねる。（例：水産振興、観光振興、環境教育、住民参加）
 - ⇒ 必要に応じて部会を設置する。

（5）その他

2 構成

- 国（国交省中国整備局長、農水省中国四国農政局長）、両県知事、沿岸市町の市長又は町長
 - ※オブザーバー（環境省、防衛省）

3 運営

- 議長：両県知事が共同議長を務める。
- 事務局：両県企画担当部局及び整備局に置く。会議は、開催県が主務を掌る。
- 幹事会：担当部長及び副市（町）長で構成し、会議の事前調整等行う。
- 検討部会：必要に応じて所掌事務にかかる部会を設置し、会議に検討結果を報告。

既存組織との関係

◆中海に関する協議会（H13.8.29～）

- （構成）農水省、国交省、両県
- （目的）中海に関する諸問題の調整を図る。
 - 〈協議項目〉・中浦水門の取扱いとこれに伴い発生する雇用問題
 - ・中海の水質を始めとする環境改善
 - ・淡水化中止に伴う代替水源確保対策の実施

⇒ 「新たな協議会（仮称：中海会議）」を設置後、発展的に解消。

◆中海護岸等整備促進協議会（H17.7.25～）

- （構成）国交省、防衛省、両県、沿岸市町、境港管理組合
- （目的）中海の護岸等の整備の促進を図る。

⇒ 湖岸堤等整備の円滑化等を図るため、相互に連絡調整等を行う「中海湖岸堤等整備に関する調整会議」（仮称）に改組し、当会議の部会として位置付ける。

◆中海水質改善対策協議会（H18.7.28～）

- （構成）両県、沿岸市町、（オブザーバー：国交省、環境省）
- （目的）両県で水質の調査・分析を行うとともに、水質改善措置等について検討。
 - 〈検討項目〉・水質モニタリングの実施及び分析
 - ・水質改善のための方策
 - ・その他必要な事項

⇒ 水質及び流動などのモニタリング及び分析を行う「中海の水質及び流動会議」（仮称）を当会議の部会として設置後、発展的に解消。

◇中海水質汚濁防止対策協議会（S52～）← 関係議員も入った水質汚濁防止対策の協議の場であり存置

- （構成）両県及び両県県議会、沿岸市町長及び議長
- （目的）中海の水質汚濁防止対策の促進を図る。
 - 〈協議項目〉・水質に関する資料、情報等の収集及び交換、水質汚濁防止対策の促進等

4 国の役割

- 国土交通省 ⇒ ・河川管理者として、中海及び境水道の堤防、護岸等の整備全般並びに中海の水質及び流動などのモニタリング
- 農林水産省 ⇒ ・中海沿岸農地（特に排水不良）に関する知見提供及び支援等
- 環境省 ⇒ ・中海の水質改善及び環境保全に関する知見の提供
- 防衛省 ⇒ ・防衛省管轄区域の護岸整備に係る調整等

中海圏域の未来に向けた新たな協議会の設置

大橋川改修事業の実施に関し、
「鳥取・島根両県協定書」を締結（H21.12.19）

「中海及び沿岸域の水に関する諸問題」について検討する協議会の設置を国に求めることを両県が合意

国土交通省は、鳥取県に対し協議会の設置を回答（H21.11.9、H21.12.17）

取組項目

- 中海沿岸住民の安全、安心の確保。
 - ⇒ 河川整備計画(策定中)に基づく中海及び境水道の堤防、護岸等の円滑な整備
- 中海の水質改善のための取組。
 - ⇒ 水質及び流動などのモニタリングの継続実施及び必要な改善策の協議検討
- 中海沿岸農地の問題への対応。
 - ⇒ 中海沿岸農地の排水不良の問題を検討
- 中海を両県の貴重な財産として未来に向かって活用、継承。
 - ⇒ ラムサール湿地登録された中海の賢明な利用(ワイズユース)

新たな協議会(イメージ) 中海会議(仮称)

「中海及び沿岸域の水に関する諸問題」について協議検討

構成メンバー

国(国交省、農水省)、
両県、沿岸市町

《オブザーバー》 環境省、防衛省

《会議運営》

- 議長：両県知事が共同議長を務める。
- 事務局：両県及び国交省に置き、開催県が主務を掌る。
- 幹事会：担当部長・副市長等で構成し、会議の事前調整等。
- 検討部会：必要に応じて設置。

- ◆「中海会議」(仮称)設置後に、
「中海に関する協議会」は発展的に解消。

※「中海に関する協議会」(H13.8.28～)

(構成) 農水省、国交省、両県

(目的) 中海に関する諸問題の調整を図る。

《協議項目》

- ・中浦水門の取扱いとこれに伴う雇用問題
- ・中海の水質を始めとする環境改善
- ・淡水化中止に伴う代替水源確保対策の実施、その他

所掌事務

(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関する事

- ◆「中海護岸等整備促進協議会」は、中海湖岸提等整備の円滑化等を図る「調整会議」に改組し、当該協議の部会として位置付ける。

※「中海護岸等整備促進協議会」(H17.7.25～)

(構成) 国交省、防衛省、両県、沿岸市町、環境管理組合

(目的) 中海の護岸等の整備の促進を図る。

(2) 中海の水質及び流動などに関する事

- ◆中海の水質及び流動などのモニタリング及び分析を行う「会議」を当該協議の部会として設置後、「中海水質改善対策協議会」は発展的に解消。

※「中海水質改善対策協議会」(H18.7.28～)

(構成) 両県、沿岸市町

(オブザーバー) 国交省、環境省)

(目的) 両県で水質の調査・分析を行い、水質改善措置等について検討。

《検討項目》

- ・水質モニタリング実施及び分析
- ・水質改善のための方策
- ・その他必要な事項

(3) 中海沿岸農地の排水不良に関する事

既存組織なし

- ※現在、弓浜半島中海側(崎津、彦名地区の排水不良農地)の対策について、米子市及び両県が個別に相談に応じている状況。

(4) 中海の利活用に関する事

- ◆具体的協議項目の設定は、新たな協議会での議論に委ねる。

(例) 水産振興、観光振興、環境教育、住民参加

(参考) 《中海圏域振興》

《中海圏域振興》

※「中海市長会」

(取組) 中海圏域振興ビジョン策定

圏域PR、連携活動等

《水産関係》

※「中海及び境水道における漁業に

関する鳥取・島根両県協議会」

(構成) 両県、漁業関係者

(目的) 許可漁業振興及び自由漁業の取扱、漁業振興、漁業管理

《観光関係》

※「山陰文化観光協議会」

(構成) 両県の観光団体・行政機関

(目的) 観光圏の形成及び誘客促進

《NPO法人》

※中海再生プロジェクト、未来守り(さきもり)ネットワーク、自然再生センター等



協 定 書

中海は、鳥取・島根両県にまたがるラムサール条約の登録湿地であり、両県共有の貴重な財産である。

中海では、両県及び国、沿岸市町を始めとする関係機関や住民団体などが連携し、自然環境を保全しつつ、中海から得られる恵みを賢く利用（ワイズユース）する継続的な取組が展開されている。

一方、これまで中海や大橋川を含む斐伊川水系には、幾多の水害に見舞われてきた歴史があり、一刻も早い、沿岸住民の安全と安心の確保が求められている。

大橋川改修事業の実施に当たっては、先人達が、長年にわたりこの地域の治水対策を検討してきたという歴史の重みをしっかりと受け止め、この事業を未来に向い、より良い中海圏域を築くための新たな一歩とすることが重要である。

このような認識のもと、両県は、関係機関とともに、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、以下について合意する。

（合意事項）

- 1 両県は、共同して中海を貴重な財産として未来に向かって活用、継承していくこととする。
- 2 両県は、国による斐伊川水系大橋川改修事業の実施に当たり、共同して次の事項を国に求めていくこととする。
 - （1）大橋川改修事業及び中海護岸整備について、中海護岸等整備促進協議会において国が示した工程表に沿った整備を実施すること。
 - （2）中海の水質改善に対する地元自治体や住民の強い要望を勘案のうえ、中海の環境保全のため、水質や流動などに係るモニタリングを継続的に実施し、その結果を住民へ適時公表すること。
 - （3）両県及び関係市町が中海護岸及び境水道の護岸の整備等に関して国に要望した事項に対する回答内容を確実に履行すること。
 - （4）大橋川改修事業及び中海護岸整備の進捗状況を確認するとともに、中海とその沿岸域の水に関する諸問題を検討する場として、両県、中海沿岸市町及び国（国土交通省、農林水産省）で構成される協議会を設置すること及びその協議会を毎年度開催すること。
- 3 両県は、国土交通省とともに水質モニタリングを継続的に実施するなど、引き続き中海の水質改善に努めることとする。

なお、中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には、速やかに、上記協議会において国とともに、将来的な大海崎堤の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討すること。

平成21年12月19日

鳥取県知事

平井伸治

島根県知事

溝口善矢衛

中海会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」（仮称）（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- （1）中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- （2）中海の水質及び流動などに関すること
- （3）中海沿岸農地の排水不良に関すること
- （4）中海の利活用に関すること
- （5）その他

（構成）

第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

（会議）

第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

2 会議は、毎年1回以上開催する。

3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるものとする。

4 会議の議題提出は、議長の他に、会議の構成員も行うことができるものとする。

5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。

6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

（幹事会）

第5条 会議には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会には幹事長を置き、次回開催県の企画部長又は政策企画局長が務める。

4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。

5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるものとする。

（部会の設置）

第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるものとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

（事務局）

第7条 協議会には事務局を置く。

2 事務局は、鳥取県企画部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

別表（第3条関係）

（構成員）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長
東出雲町	町長

（オブザーバー）

団 体 名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

（幹事）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長
鳥取県	企画部長 生活環境部長 農林水産部長 県土整備部長 西部総合事務所長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	港湾管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長
東出雲町	副町長